

羽曳野市特定事業主行動計画に基づく措置の実施状況の公表

令和8年8月27日 公表

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第19条第6項の規定により、羽曳野市特定事業主行動計画に基づく措置の実施の状況を公表します。

（１）育児休業等を取得しやすい環境の整備

○ 育児休業取得状況

《女性》

区分	令和7年度	令和6年度	令和5年度
対象者数	8人	13人	10人
取得者数	8人	13人	10人
取得率	100.0%	100.0%	100.0%

《男性》

区分	令和7年度	令和6年度	令和5年度
対象者数	15人	14人	15人
取得者数	14人	13人	5人
取得率	93.3%	92.9%	33.3%

○ 男性職員の育児休業取得期間の分布状況

区分	令和7年度	令和6年度	令和5年度
1月以下	7人	2人	0人
1月超～3月以下	4人	5人	4人
3月超～6月以下	3人	3人	0人
6月超～9月以下	0人	1人	0人
9月超～12月以下	0人	1人	1人
12月超～24月以下	0人	0人	0人
24月超	0人	1人	0人

(2) 妊娠中及び出産後における環境の整備・子育てをする職員を支援するための取組み

- 子どもを養育する職員や家族を介護する職員が利用できる支援制度のほか、必要な手続き、職場の上司や同僚等が配慮すべき事項等について整理した「育児・介護応援ハンドブック」により職員に周知を行った。
- 妊娠、出産、育児、介護等に関するハラスメントを含む職場におけるハラスメントに関する苦情又は相談の申出に適切に対応するため、苦情等処理に関する相談窓口について職員に周知を図るとともに、相談員のスキル向上のため積極的に関連研修等に参加した。
- 育児に伴う休暇・休業の取得促進に関する取組として、子が出生する予定のある職員、3歳未満の子を養育する職員に対し、所属長が面談を行い、本人の休暇等の取得希望や配慮すべき事項について聞き取りを実施している。
面談に際しては、男女を問わず「育児プランシート」を作成し、所属長に提出している。また、育児休業収入シミュレーションシートの活用により、育児休業を取得しやすい職場環境を整備している。

(3) 子どもの出生時における父親の休暇取得の促進

○ 男性職員の配偶者出産補助休暇取得状況

区分	令和7年度	令和6年度	令和5年度
対象者数	15人	14人	15人
取得者数	15人	11人	14人
取得率	100.0%	78.6%	93.3%

○ 男性職員の育児参加休暇取得状況

区分	令和7年度	令和6年度	令和5年度
対象者数	15人	14人	15人
取得者数	12人	9人	9人
取得率	80.0%	64.3%	60.0%

(4) 休暇取得の促進

○ 子の看護休暇取得状況

区分	令和7年度	令和6年度	令和5年度
対象者数	249 人	264 人	270 人
取得者数	166 人	153 人	142 人
取得率	66.6%	58.0%	52.6%

○ 年次有給休暇取得状況（市長部局に勤務する職員）

区分	令和7年度	令和6年度	令和5年度
平均取得日数	15.7 日	15.0 日	16.4 日

○ 永年勤続休暇取得状況

区分	令和7年度	令和6年度	令和5年度
対象者数	34 人	45 人	31 人
取得者数	31 人	38 人	25 人
取得率	91.2%	84.4%	80.6%

(5) 超過勤務の縮減

○ 超過勤務時間・超過勤務手当決算額の状況（一般会計・経常的なもの）

区分	令和7年度	令和6年度	令和5年度
時間数	28,015 時間	31,144 時間	27,375 時間
決算額	71,803 千円	77,496 千円	64,035 千円

○ 月 45 時間以上の超過勤務を命ぜられた職員の状況

区分	令和7年度	令和6年度	令和5年度
延べ職員数	44 人	45 人	40 人